

老後の安心

新しい農業者年金に加入しましょう



農業引退後の長い老後を安心して暮らすためには、若いうちからの備えが必要で年金への加入はかせません。農業者年金は加入者数の変化や財政事情に左右されない、安全・安心な公的年金です。

農業者年金の特徴

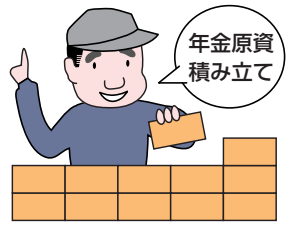
1 農業に従事する方は広く加入できます。

国民年金の第1号被保険者で年間60日以上農業に従事する60歳未満の方は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者や配偶者・後継者などの家族農業従事者も加入できます。



2 少子高齢化時代に強い年金です。年金資産は安全かつ効率的な運用。

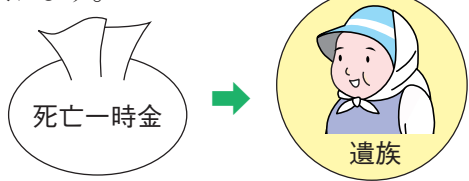
自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ(月額2万~6万7千円)、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。



3 終身年金で80歳までの保証付きです。

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。

仮に80歳前に亡くなった場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、遺族が死亡一時金として受け取れます。



4 税制面でのメリットがあります。

支払った保険料は全額(年額12万~80万4千円)社会保険料控除の対象となり所得税・住民税の節税につながります。受け取る年金は公的年金等控除の対象となります。



農業の担い手には、手厚い政策支援(保険料の国庫補助)があります。

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など、一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円、最高216万円)があります。

この国庫補助額は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

加入者全員が共通して受給する年金は農業者老齢年金です。

納めた保険料とその運用益を基礎とする年金で、加入者全員が65歳から無条件に受給できます(国民年金と同様、希望により60歳からの繰上受給も可能)。

農業者老齢年金と特例付加年金



加入の申し込みやご相談は、町農業委員会事務局または最寄りのJAまで

町農業委員会事務局 ☎0187(84)4913

農地の転用・売買・貸借等は許可を受けてから

「自分の農地だから、許可や届け出などしなくても、自由に売ったり、貸したり、転用してもよいのではないか」と思っている方はおりませんか。

耕作者の農地の取得を促進し、その権利を保護するとともに、優良農地を守り、農地の効率的な利用を図るために、「農地法」という法律があります。

農地を売ったり、貸したり、転用したりするときには、「農地法」に基づく許可が必要です。

農地を売買したり、
貸し借りするときは

3条申請

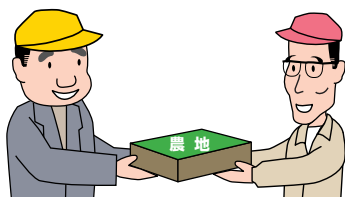
自分名義の農地を
転用するときは

4条申請

他人名義の土地を買って
あるいは借りて転用するときは

5条申請

- ◆農地を耕作目的で、売買したり、貸し借りするときは、農業委員会の許可が必要です。
- ◆なお、資産保有や投資目的による売買、また、農地を取得する適格者(耕作面積が申請地を含めて50a以上)でない場合には許可されません。



- ◆農地の転用とは、農地を住宅、車庫、工場、倉庫、資材置場、駐車場、山林など、農地以外のものに用途を変更することで、農業委員会を経て県知事の許可が必要です。

- ◆転用申請では次のような内容を審査します。

- ①転用の目的は適正か
- ②転用の面積は適正か
- ③水利など、必要な同意はあるか
- ④付近の農業に与える影響はどうか
- ⑤転用の目的は確実に実現できるかどうか
- ⑥他の法令関係で手続きが必要な場合、それがなされているかどうか



- 農地の無断転用をなくしましょう
- 大切な農地は自分で守りましょう
- 農地を埋め立てするには、事前に許可または届け出が必要です
- 仮設事務所や仮設倉庫などを農地に建てたり、駐車場にするなど農地を一時的に転用する場合も県知事の許可が必要です。審査内容も同じですが、特に実施時期、方法、担当者、費用の負担を明らかにし、確実に元の農地に復元することが求められます
- 農業振興地域内の農地は、原則として転用できません

申請書類は、次の受付日まで早めにお願ひします。

- 農業委員会総会は、毎月10日ころ開催予定
農地法による許可申請手続きは→前月の末日まで
- 農用地移動調整会議は、毎月25日ころ開催予定
農業経営基盤強化促進法による申請手続きは→毎月15日まで

くわしくは、お近くの農業委員または町農業委員会事務局(☎0187-84-4913)へお問い合わせください